

新型コロナウイルス感染拡大防止のための期日取消等について

政府の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言及び静岡県からの外出自粛要請等を踏まえ、静岡地家裁管内の裁判所において、5月6日までの間に実施される予定であった期日については、以下のとおり取り扱われます。

1 民事事件及び行政事件

民事事件及び行政事件については、次の事件を除いて、原則として期日を取り消されます。新たな期日については、指定され次第、担当部（室・係）から連絡があります。御不明の点があれば、担当部等にお問い合わせください。

- (1) 民事保全事件（行政事件の仮の救済手続を含む。）
- (2) ドメスティックバイオレンス事件
- (3) 人身保護事件
- (4) 民事執行事件のうち特に緊急性のあるもの
- (5) 倒産事件のうち特に緊急性のあるもの

2 刑事事件

刑事事件については、一部の期日に変更されます。保釈など緊急性の高い業務は、通常どおり行っています。

3 家事事件

調停事件、審判事件、人事訴訟事件等期日が指定されている事件については、次の事件を除いて指定期日を取り消されます。新たな期日については、指定され次第、担当部等から連絡があります。御不明の点があ

れば，担当部等にお問い合わせください。

- (1) 児童福祉法上の一時保護事件，審判前の保全事件などの急を要する事件
- (2) 子の監護に関する事件で，特に急を要する事件

4 少年事件

少年事件の審判期日は，原則として取り消されますが，観護措置がとられている事件のほか，特に急を要する事件については，審判期日を開く場合があります。新たな期日については，指定され次第，担当部等から連絡されます。御不明の点があれば，担当部等にお問い合わせください。

なお，裁判所に提出される文書の受付業務は，夜間・休日の当直を含めて継続しておりますし，郵送により提出された文書も受け付けています。